

宮古市営建設工事の競争入札傍聴要領

平成17年8月9日
管 第 37 号
総務企画部長通知

(趣旨)

第1 この要領は、市営建設工事の請負契約に係る指名競争入札及び条件付一般競争入札の参加者の資格等に関する規程(平成17年宮古市告示第15号)第2条に規定する市営建設工事の競争入札の入札会場又は開札会場での傍聴に関し、必要な手続等を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2 競争入札の入札又は開札を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の氏名、住所を傍聴人受付簿(別記様式)に記入しなければならない。

(傍聴定員)

第3 傍聴人の定員は、会場の都合によりその都度定めるものとし、会場への入室は、先着順とする。

(傍聴できない者)

第4 次の各号の一に該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 銃器その他危険物を所持している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) ビラ、プラカード、旗、はち巻、腕章、ゼッケン等を着用し、又は携帯している者
- (4) ラジオ、マイク、録音機、写真機等を携帯している者。ただし、第6ただし書の規定により撮影又は録音することにつき市長が特に認めた者を除く。
- (5) 前各号に定めるもののほか、入札又は開札の執行を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の遵守事項)

第5 傍聴人は、会場内にあるときは、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 入札又は開札の執行、経過、結果についての言動をしないこと。
- (2) 静粛を保ち、決して騒ぎ立てないこと。
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) みだりに席を離れないこと。
- (5) 前各号に定めるもののほか、会場内の秩序を乱し、又は入札又は開札の執行の妨害となるような行為をしないこと。

(撮影及び録音等の禁止)

第6 傍聴人は、会場内において写真等の撮影、又は録音等をしてはならない。

ただし、特に市長が認めた場合は、この限りでない。

(係員の指示)

第7 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第8 入札又は開札の執行者は、傍聴人が第5から第7に違反すると認められるときは、係員に命じてこれを退場させるものとし、退場者の当日の再入室は認めない。

(補則)

第10 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成17年8月30日から施行する。

